

下呂市告示第179号

企業出納員及び現金取扱員の設置について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条の規定に基づき、管理者をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる事務を行わせるため企業出納員及び現金取扱員を設置する。

令和2年9月1日

下呂市長 山内 登

別表

設置施設	企業出納員	事務
下呂温泉合掌村	施設長	所管に係る徴収金の収納及び保管、物品の出納及び保管並びに財産の記録管理

設置施設	現金取扱員	事務
下呂温泉合掌村	細江 智弘	徴収金の収納
	中島 浩一	
	杉崎 亮輔	
	中島 江里	
	二村 喜代美	
	島田 好恵	
	末武 美佳	
	中島 淑子	
	二村 幸江	
	福井 晴子	
	山縣 モトコ	
	齋藤 由紀深	
	熊崎 文江	
	谷口 恵	
	松嶋 千恵美	
	中島 恭子	
二村 広美		

	奥田 智美	
	高木 陽子	
	二村 真紀子	
	熊倉 由紀恵	
	加納 悦子	
	米野 佐和子	